

[プレスリリース](#)

「ウナギの国際的資源保護・管理に係る第9回非公式協議」の結果について

[印刷](#)平成28年9月6日
水産庁

平成28年9月6日（火曜日）、東京都内において、「ウナギの国際的資源保護・管理に係る第9回非公式協議」が開催され、今漁期（2015年11月～2016年10月）の池入れ状況及び池入れ量上限の遵守状況、昨年の生産及び貿易の状況についての情報交換が行われました。

1.経緯

ニホンウナギは、マリアナ海溝周辺海域で生まれた後、我が国を含む東アジア沿岸域に回遊し、その稚魚（シラスウナギ）は主に養殖用種苗として利用されています。このため、本資源の持続可能な利用のためにはニホンウナギの漁獲や養殖等を行う関係国・地域が協力していく必要があり、これらの関係国・地域間では、平成24年9月より「ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議」が開催され、議論が重ねられてきました。平成26年9月の第7回協議では、日本、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイの4者の水産当局間で、(1)養殖池への種苗の池入れ量制限、(2)保存管理措置の適切な実施を確保するための養鰻管理団体の設立、(3)法的拘束力のある枠組み設立の可能性の検討、等を内容とした共同声明の発出に至りました。

また共同声明では、種苗の池入れ量及び国内養殖生産量等の統計を収集し、他の当事者へ毎年報告することになっているため、今回の第9回非公式協議では、今漁期の池入れ状況や池入れ量上限の遵守状況、昨年の生産及び貿易の状況についての情報交換が行われました。

2.開催日程及び場所

日程：平成28年9月6日（火曜日）10時15分～15時30分
会場：三田共用会議所 第2特別会議室
所在地：東京都 港区 三田2-1-8

3.出席者

日本、韓国、チャイニーズ・タイペイ
我が国からは、太田 慎吾（おおた しんご）水産庁資源管理部審議官ほか、水産庁、外務省及び経済産業省の関係者が出席。

4.結果概要

(1) 今漁期（2015年11月～2016年10月）の池入れ状況及び池入れ量上限の遵守状況、昨年の生産及び貿易の状況についてレビューを行い、ニホンウナギの池入れ量上限は各国・地域とも遵守していることが確認されました。

(2) 今月24日から開催予定のワシントン条約第17回締約国会議に向け、EUが提案しているニホンウナギを含めた各ウナギ種の資源状況の調査の実施等に係る「決定案」について、出席国・地域間で意見交換を行いました。

(3) 第10回非公式協議は平成29年5月に開催される予定です。

5.その他

(参考)

[平成27年6月4日付けプレスリリース「ウナギの国際的資源保護・管理に係る第8回非公式協議」及び「ウナギ資源の保存及び管理に関する法的枠組み設立の可能性の検討のための第2回非公式協議」の結果について\(PDF：497KB\)](#)

ニホンウナギその他の関連するうなぎ類の保存及び管理に関する共同声明（平成26年9月17日）

（日本語）<http://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/pdf/140917jointstatementkariyaku.pdf>

（英語）<http://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/pdf/140917jointstatement.pdf>

ウナギをめぐる状況と対策について（平成28年7月）

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/pdf/meguru.pdf>

お問合せ先

増殖推進部漁場資源課

担当者：田上、番場

代表：03-3502-8111（内線6810）

ダイヤルイン：03-3502-8487

FAX番号：03-3592-0759

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

水産庁

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）

法人番号：3000012080003

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#)

[プライバシーポリシー](#)

[リンクについて・著作権](#)

[免責事項](#)